

## 学校業務検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 教職員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整えるなど、円滑な学校運営に資するため学校業務検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校における業務改善・支援体制の整備に関すること。
- (2) チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保に関すること。
- (3) 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員により組織し、別表に掲げる者をもって充てるものとする。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を行うものとする。

### (会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、指名する者を代理で会議に出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

### (部会)

第5条 委員会は、第2条各号に定めるものに関し、必要な調査及び検討を行うため、部会を設置することができるものとし、その委員及び部会長は委員長が指名する者をもって充てるものとする。

2 部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

3 部会長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

4 部会長は、当該部会の事務を総括し、調査及び検討の内容について、進捗状況等を把握するとともに、委員会において部会を代表して報告等を行うものとする。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会事務局教育政策室に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員会が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

#### (学校業務効率化検討委員会設置要綱の廃止)

2 学校業務効率化検討委員会設置要綱（平成18年7月18日付け18川教庶第512号）は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	教育長
副委員長	教育次長
委員	総務部長
委員	教育政策室長
委員	地域教育推進室長
委員	教育環境整備推進室長
委員	職員部長
委員	学校教育部長
委員	健康給食推進室長
委員	生涯学習部長
委員	総合教育センター所長
委員	各校長会長
委員	庶務課長
委員	教育政策室担当課長
委員	教職員企画課長
委員	川崎市教職員組合代表3名（上限）